

原爆症認定制度の改善を求める意見書

現在、原子爆弾被爆者が国に対して原爆症認定の申請をしても、原爆症認定制度の認定基準は厳しく、認定を受ける被爆者は被爆者全体の1%程度である。

厚生労働省は本年3月に従来認定条件を改めた新基準を公表し、4月から新方針に基づく認定作業を開始したが、新基準による審査方向は、「積極的に認定を行う」としながら、対象を爆心地から一定の範囲で被爆した者、及び一定時間内に入市した者に限定するなど、被爆者の間に線引きを行い、病名も癌、白血病などの狭い範囲に限定しており、被爆者の実態に即しているとは言えない。

よって、政府においては、原爆症認定制度を原爆被害者の実態に即した制度に改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月30日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

内閣総理大臣

厚生労働大臣 様